

令和3年度第2回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和3年11月25日（木）午後2時～午後3時30分
- 2 場 所 さいたま共済会館 501・502会議室
- 3 出席者 55市町村国保主管課長、国保連事務局長、埼玉県
- 4 あいさつ

5 議事

(1) ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 今年度は7月、9月、10月、11月の計4回の会議を開催し、令和4年度国民健康保険事業費納付金算定に関すること及び保険税水準の統一について協議した。
- ・ 国保事業費納付金等の算定に関することについては、議事（2）の「令和4年度国保事業費納付金等の秋の試算について」において説明させていただく。
- ・ 保険税水準の統一については、昨年度までは第2期運営方針の策定に向け、保険税水準の統一に関わる記載をどこまで行うかなどについて、協議を行った。今年度については、令和9年度からの収納率格差以外の項目、いわゆる「準統一」における各項目について、具体的な議論を開始した。今後の推進体制及びチャートの作成については、大まかな進め方はこれまでと同様、財政運営・事務処理標準化・保健事業の3ワーキンググループでそれぞれ関係する課題を議論し、運営推進会議に諮ることを基本としている。1つのワーキンググループだけでは、結論を出すことが難しい項目については各ワーキンググループからの報告の下、財政運営ワーキンググループで議論を行い、全体の進捗管理など総括的な役割は財政運営ワーキンググループで担うこととしている。
- ・ 今後の財政運営ワーキンググループにおいて、統一基準及び財源などについて議論を行い、その検討結果を令和4年度秋に提示する第3期埼玉県国民健康保険運営方針（案）に盛り込むことを予定している。

② 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回目を8月10日に開催し、今後のスケジュールについて、保健事業の統一に向けた検討について、特定健診（個別健診）の集合契約に向けた検討について協議した。
- ・ 今後のスケジュールについては、今年度の開催予定及び保険税水準の準統一までの期間に保健事業ワーキンググループで検討が求められている項目について説明を行った。
- ・ 保健事業の統一に向けた検討については、事業の財源内訳に係る調査の実施について提案し、保健事業ワーキンググループの意見を確認の上、各市町村に照会することとした。
- ・ 特定健診（個別健診）の集合契約に向けた検討については、前年度末の特定健診に係る各市町村へのアンケート結果に基づき、集合契約を締結する方向で検討することとし、実

施方法の詳細について協議した。

③ 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回目を7月27日、第2回目を11月17日に開催した。
- ・ 優先的に検討すべき県内統一基準について、市町村に対し行ったアンケートに基づき、要望の多かった高額療養費支給申請手続きの簡素化について検討を行い、要綱や申出書兼同意書等の内容について協議した。
- ・ 保険税水準の統一に向けて検討すべき統一基準及び事務処理について、ワーキングメンバーにアンケートを行い、優先的に統一すべきと回答が多かった「保険税の減免基準」及び「一部負担金の減免基準」について検討を行っていくこととした。
- ・ 保険税の減免基準について検討を開始し、市町村に対し行った実施状況調査及び他県の状況から、基準統一の方向性を決定した。個別の減免事由のうち、まずは「旧被扶養者減免」及び「拘禁減免（法第59条該当）」から検討していくこととした。

(2) 令和4年度国保事業費納付金等の秋の試算について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、国保事業費納付金等の秋の試算の結果について説明。
- ・ 令和4年度の秋の試算結果は、1人当たり保険税必要額は県全体で118,374円となり、前年度と比べると金額にして6,513円、率にして5.8%の増であり、63市町村すべてで1人当たり保険税必要額はプラスとなった。
- ・ 1人当たり保険税必要額の主な増加要因としては、1人当たり保険給付費の増、1人当たり介護納付金額の負担増、1人当たり前期高齢者交付金額の増等があげられる。
- ・ 令和4年度の納付金総額については、約1,920億円となり、前年度と比べて約32億円、率にして1.7%のプラスとなった。
- ・ 被保険者数の推計方法については、国保情報集約システムの情報を基に年齢別の移動率を算出し、基準被保険者数に乗ずることによって推計対象年度の被保険者数を算出するコーホート要因法を採用した。また令和4年10月からの社会保険の適用拡大を踏まえて、一般被保険者数及び介護2号被保険者数の補正を行った。
- ・ 診療費の推計方法については、国の示す複数の方法により推計し、そのうち妥当と考えられる結果を採用した。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えが生じていると考えられる期間の実績値については、数値の補正を行った。
- ・ 医療費水準反映係数 α については、令和4年度から段階的に引き下げる方針であることを踏まえ、「 $\alpha = 0.67$ 」として算定を行った。
- ・ 算定可能な県特別交付金については、総額を前年度と同額の11.5億円とした。
- ・ 特別調整交付金(都道府県分)の配分方法については、前年度と同様に国の市町村別算出内訳額と同額を各市町村の納付金から減算している。
- ・ 特例基金(激変緩和)について、積立額約18億円の6分の1である3億円を活用した。
- ・ 激変緩和について「国の制度による措置」「県の措置」の2段階の措置を行った。「国の制度による措置」では、4市町村に約4,700万円を措置した。「県の措置」では、23

市町村に約8億4千万円を措置した。なお、激変緩和財源の残額については、各市町村の納付金額に応じて按分して配分した。

- ・ 令和元年度納付金の不足分の内訳については16.7億円の不足となり、令和4年度納付金に全額加算した。令和2年度納付金の過多については約61.3億円の過多となり、秋の試算では全額令和4年度納付金の減算に活用した。
- ・ 保険者努力支援交付金の事業費連動分について、令和4年度交付額は納付金等算定時には見込めないため、納付金等算定には反映しないが、交付年度の納付金の過多を計算する際に反映することで、翌々年度以降の納付金の減算に活用する。
- ・ その他として、退職被保険者等にかかる納付金の市町村別の精算は行っていない。平成29年度以前の保険給付取消による令和2年度療養給付費等負担金の控除分を起因する市町村の納付金に加算している。
- ・ なお、確定係数における数値の変動等により、本算定において納付金に増減が生じる可能性がある。

(3) 令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について説明。
- ・ 収支差額の約165億円については、療養給付費等負担金の精算などに伴う国等への返還に充てるため令和3年度に繰り越す。この返還後の実質的な収支は、約61億円のプラスとなる。
- ・ 療養給付費等交付金については、交付算定分より、過年度の過払い分の方が多かったため、交付がなかった。歳入その他については、前年度からの繰越金が約46億円のマイナスとなったため大きく減少している。
- ・ 歳出における前期高齢者納付金等については、納付金の負担が著しく重い保険者の減額調整のために支払基金に納付する額が減少したことから、大きく減少している。
- ・ 歳出その他については、前年度の療養給付費等負担金の精算による国への返還金が約29億円のマイナスとなったため、大きく減少している。

(4) 令和4年度保険者努力支援制度（県分）について

<埼玉県>

- ・ 資料4-1、4-2に基づき、保険者努力支援制度（県分）について説明。
- ・ 国保運営方針や昨年度市町村に対して行ったアンケートの結果、国が実施する令和3年度市町村分の基準等を踏まえ、指標の一部見直しを行った。
- ・ 5 第三者求償の取組強化の指標を追加した。
- ・ 6 データヘルスの推進について、国が評価する令和4年度市町村分の指標を参考に、評価指標、配点等の見直しを行った。
- ・ 7 特定健康診査受診率の向上（1）特定健診受診率の①について、規模別受診率の補正をした上で、評価することとした。（2）診療情報提供事業について、令和2年度から実施体制を変更したことに伴い、加点を20点から30点に変更した。
- ・ 8 特定保健指導実施率の向上①について、規模別実施率の補正をした上で、評価するこ

ととした。

- ・ 10 健康長寿埼玉プロジェクト等の推進 (1) 健康長寿埼玉プロジェクトに基づく事業について、健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金が令和元年度で終了したことから、基準を変更し、令和2年度に「推奨プログラム」(「毎日1万歩運動」「筋力アップトレーニング」「プラス1000歩運動」のうち、いずれか1つ以上)の取組を実施した市町村を加算対象とすることとした。
- ・ 13 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況について、国が評価する令和4年度市町村分の指標を参考に、指標の内容を変更した。

(5) 赤字削減・解消計画の実施状況について

<埼玉県>

- ・ 資料5に基づき、赤字削減・解消計画の実施状況について説明。
- ・ 平成28年度決算の赤字に基づく計画の実施状況について、赤字削減額は44.0億円で、計画より20.6億円多く赤字が削減された。昨年度までの削減分と合わせると143.3億円となり、計画上の111.3億円を32億円上回る削減となっている。
- ・ 赤字解消計画については、実施状況報告書の提出に併せて、2市町村が計画変更を行っている。
- ・ 平成29、30年度決算の赤字に基づく計画の実施状況について、赤字削減額は平成29年度が0.4億円、平成30年度が1.4億円で、こちらも計画を上回る削減となっている。
- ・ 令和2年度の各市町村の削減目標の達成状況について、31市町村が達成となった。また、削減予定額に達しなかったが、その半分以上は削減したというところが1市町村、削減予定額の半分に達しなかったのが、2市町村という結果になった。
- ・ 平成30年度から令和2年度まででみた場合は、全市町村が削減予定額の50%以上削減をしている。
- ・ 令和2年度には4市町村が赤字を解消した。
- ・ 今後、赤字削減の進捗状況に応じ、市町村へのフォローアップを行いたいと考えている。
- ・ 対象とする市町村は、(1)平成30年度～令和2年度の削減予定額が半分に達していない市町村、(2)令和2年度の削減予定額が半分に達していない市町村、(3)令和2年度に赤字が増加した市町村とした。これらのいずれかに該当する市町村については、達成できなかった理由などの状況を確認して、今後の取組について協議させていただく予定。

(6) その他

普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

<埼玉県>

- ・ 資料6に基づき、普通交付金の年度末の取扱い・一定額について説明。
- ・ 今年度も市町村の歳入不足を生じないよう昨年度同様に一定額を加えた形で3月中旬以降請求ができるよう事務処理を進めていく予定である。今後、国保中央会から提供されるデータなどを用いて国保連と協議のうえ一定額の案を算出し、年明け以降に市町村に示して一定額を定めていく。

- ・ 各市町村に対する普通交付金の額については、今年度4月に当初の交付決定をしているが、市町村に対して行った執行見込額に基づいて、昨年と同様、変更交付申請の依頼により、交付額の調整をする可能性があるため、予め御承知おきいただきたい。
- ・ 令和2年度の普通交付金は約4,464億円を交付した。一定額については、4月に確定した額と約15億円差が生じている。差額の返還時期は、出納整理期間中を予定している。
- ・ 3月現金分の過大交付分の精算、第三者求償や不当利得によって保険給付の対象外となった部分、一部負担金の減免などになった額を合わせて返還額は県全体で約21億円となった。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 要望として県から示される納付金について、概算で結構なので、もう少し早く納付金額を示していただきたい。
- ・ 納付金の推移について、今後の見通しを示していただきたい。

<埼玉県>

- ・ 納付金は、仮係数通知を踏まえて算定するという意味で難しいところであるが、その前にある程度、年度を通して見込まれる要素については、事前に整理させていただいた上で、財政運営ワーキンググループで協議し、できるだけ早く共有できればと考える。
- ・ 社会情勢等の細かい要素をどう見込んでいくかというところで県に、それが可能なのかを含め、現在検討している。他県の状況も踏まえてどういった状況で行っていくのか整理させていただく。

<市町村>

- ・ 賦課限度額について、これまでは議会に諮ってから賦課限度額を決定していた。保険税水準を統一する中で、議会に諮らず統一していかなければならなくなるが、議会への説明に当たって、県から改めて方向性を示すことは予定しているのか。

<埼玉県>

- ・ 保険税水準の統一に当たっては、政令同額で統一し、原則、専決処分で御対応いただくという方向を示させていただいている。専決処分となれば、市町村の議会で専決処分してよいかということになると思うが、実現に向けて市町村の意見も踏まえ、県としてできることがあればやっていきたい。

<埼玉県>

- ・ 保険税の準統一後でも、賦課限度額や保険税率については、各市町村で条例を改正する必要があるため、各市町村の議会を通させていただくことになるので、その点は誤解のないようお願いしたい。